

官民境界確認申請について

1 申請書の添付書類について

申請書には、次の書類等を添付し、1部提出をお願いします。

- 位置図
- 法務局備付けの地図又は公図の写し
- 仮測量図（道水路の幅員を明記したもの）及び横断面図
- 委任状
- その他参考資料（地積測量図、換地図、豊明市備付けの境界確定図等）
- 申請地及び相隣地の登記情報の写し
- 道路が4m未満の場合は、対側地の公図及び登記情報の写し

その他、管理者が必要と認める資料がある場合は添付をお願いすることがあります。

2 事務の流れについて

- ◎ 区画整理区域内などは**立会い省略**の場合がありますので、**申請書提出時には現地の仮点にマーキング等**をしておいてください。
- ◎ 立会は基本的に土木課職員が伺いますが、職員で判断が困難な場合は公嘱の土地家屋調査士(代理人)に委託し調査しますので通常よりも期間を要します。

① 立会い（職員）	② 立会い（委託）	③ 立会省略
申請者が官民境界承認立会申請書を豊明市土木課に提出		
↓	↓	↓
書類審査（1週間～14日程度）		
↓	↓※	↓
職員より立会日時の調整連絡	代理人から立会日時の調整連絡	職員が現場を確認
↓	↓	↓
現地立会	現地立会 (職員は同行しません)	立会省略の旨の連絡
↓	↓	↓
豊明市へ確定測量図及びその他必要書類の提出	豊明市へ確定測量図及びその他必要書類の提出	豊明市へ確定測量図及びその他必要書類の提出

※不備や修正等の必要がある場合に連絡する場合があります。

3 確定証明書交付のための提出書類について

次の①から⑤の書類等を、表のとおりご提出ください。

- ① 確定測量図
- ② 横断面図
- ③ 隣接土地所有者の確認書（写しに原本証明でも結構です。）
- ④ 官民境界の境界標の写真（遠近両方）
- ⑤ 道路幅員が4 m未満の場合は、対側土地所有者の確認書

提出用	①から⑤の書類をホチキスで留め割印
返却用	①及び必要である書類をホチキスで留め割印

※ 証明発行にかかる期間は1週間程度です。また、証明書の表紙は市で作成します。

4 その他

- ・ 対側土地所有者の確認書について

申請地と道路との境界は、対側土地の前面道路の幅員にも影響するものです。特に建築条件における前面道路の幅員は4 mが基準であることから、それを下回る場合は対側土地所有者の確認書を添付していただきますようお願いします。

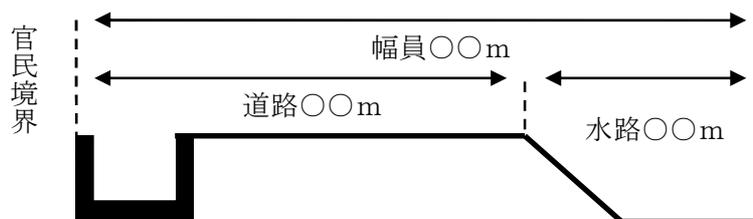
- ・ 境界を越境する構造物がある場合について

境界を越境する構造物がある場合は確定図及び横断面図に明示してください。

- ・ 水路用地を含む場合について

横断面図に道路と水路の内訳を明記してください。水路幅は現況でも結構です。

※水路用地を含む幅員が4 m未満の場合の対側はいりません。



豊明市役所 土木課 管理係

TEL : 0562-92-1116